

本商品は新規のお取扱いを終了しております

退職金専用定期預金プラス

2024年8月23日現在

商 品 名	退職金専用定期預金プラス
本商品の主旨	本商品は「退職金専用定期預金」にお預け入れいただいた方の満期金書替継続にのみご利用いただけます。
販売期間	2024年8月23日 ~ 2025年3月31日 ※市場動向により期間内であっても取扱いを一時停止または終了する場合がございます。
販売対象	・「退職金専用定期預金」をお預け入れいただいた個人の方 ・当金庫ライフサポート担当によるライフプラン等の無料相談を受けた方、また、受けていただける方
預入期間	・1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)となります。 但し、自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利となります。
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・300万円以上2,000万円以下 ・1円単位
種 類	証書式であり、お預け入れ金額300万円以上1,000万円未満の場合はスーパー定期300(単利型)の商品基準となり、お預け入れ金額1,000万円以上2,000万円以下の場合は大口定期の商品基準にてお取扱いたします。
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 年0.15% を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における次の店頭表示の利率を適用します。 (預入1,000万円未満の場合は店頭表示スーパー定期300の利率) (預入1,000万円以上2,000万円以下の場合は店頭表示大口定期の利率) ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手 数 料	・不要です。
付加できる特約事項	・ございません。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに次の通り支払います。 ・お預入6ヶ月未満の場合は解約日の普通預金利率 ・お預入6ヶ月以上1年未満の場合は解約日の約定金利×50%
金利情報の 入手方法	・金利は当庫ホームページをご覧ください。窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、 電話:0120-964-522)にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京 弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも 可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」 (9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接 お申し立ていただくことも可能です。 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター(電話:0766-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249) 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、 ①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・定期性総合口座への担保(組み入れ)のお取扱いはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

